

審 議 結 果

会 議 名	川口市協働推進委員会委嘱書交付式及び第1回委員会
開 催 日 時	平成29年11月24日（金） 10時00分から11時00分
開 催 場 所	川口市議会 第1委員会室
出 席 者	<p>邊田委員長、足立副委員長</p> <p>泉委員、大谷委員、清水委員、谷田部委員、山際委員、関根委員</p> <p>高橋委員、森委員、前原委員、石橋委員、武井委員、荻山委員</p> <p>石坂委員</p> <p>沢田市民生活部長、協働推進課 高山課長</p> <p>協働推進課 買田課長補佐、吉川主査、大崎主任</p>
議 題	<p>1 開 会</p> <p>2 委嘱書交付式</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 自己紹介</p> <p>5 正副委員長の選任（互選）について</p> <p>6 諮 問</p> <p>7 議 事</p> <p>（1）報告事項</p> <p> ア 川口市における協働の現状について</p> <p>（2）その他</p> <p>8 閉 会</p>
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—

傍聴人の数	0名
会議資料	<p>会議次第</p> <p>資料No.1 川口市協働推進委員会委員名簿</p> <p>資料No.2 川口市における協働の現状について</p> <p>資料No.3 諮問書「本市における協働の環境づくりと啓発について」</p> <p>参考資料1 通称まちはみんなでつくるもの条例</p> <p>参考資料2 川口市協働推進条例の手引き</p>
審議経過	別紙のとおり
その他	—

審議経過

1 開会

2 委嘱書交付式

- ・ 奥ノ木市長より各委員に委嘱書を交付した。

3 市長あいさつ

- ・ 奥ノ木市長より挨拶を行った。

4 自己紹介

- ・ 事務局より出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市協働推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局より会議の傍聴希望者がいないことを報告した。
- ・ 事務局より配布資料（机上配布）について説明した。
- ・ 委員長が会議録署名人を確認した。
- ・ 各委員自己紹介
- ・ 事務局自己紹介

5 正副委員長の選任（互選）について

○事務局

川口市協働推進委員会規則第2条の規定により、正副委員長を委員の互選により選任するため、委員長、副委員長ともに1名の選出をお願いします。まず、委員長の選任について、自薦、他薦はあるか。

○委員

前任の邊田委員を委員長に推薦する。

○事務局

ただいま、邊田委員を委員長にとの声があったが、委員長に邊田委員を選任することとしてよいか。

（「異議なし」との声あり）

○事務局

異議なしとのことなので、そのように決定する。

次に副委員長の選任について、自薦、他薦はあるか。

○委員

足立委員を推薦する。

○事務局

ただいま、足立委員を副委員長にとの声があったが、副委員長に足立委員を選任することとしてよいか。

（「異議なし」との声あり）

○事務局

異議なしとのことなので、そのように決定する。

これ以降の議事の進行については、川口市協働推進委員会規則第3条第1項の規定により、議長として議事の進行を邊田委員長にお願いします。

○議長

規定により議長を務める。委員の慎重かつ積極的な審議とスムーズな議事進行への協力をお願いする。

6 諮問

○議長

諮問事項について事務局から説明を求める。

○事務局

本委員会は、川口市協働推進条例第12条第1項に基づき市長の諮問に応じ、審議する委員会であることから、委員会に諮問書をお渡しする。

「本市における協働の環境づくりと啓発について（諮問）」、川口市協働推進条例（平成24年条例第15号）第12条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問します。1 諮問事項、本市における協働の環境づくりと啓発について。2 諮問理由、川口市協働推進条例は、川口市自治基本条例に定める自治の実現のため、協働の基本理念及び原則等を定めたものです。本市における協働の推進については、この川口市協働推進条例に基づき行っております。本市の協働の推進状況については、平成25年7月23日に「川口市における協働の総合的な推進について」にて諮問し、川口市協働推進委員会にて審議をしたところ、1 市民同士および市民と市が協働することができる環境づくりを行うこと、2 協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと、3 協働を推進する市の体制の整備を推進すること、というご意見をいただきました。また、この川口市協働推進条例は平成24年4月1日に施行され、すでに5年が経過しました。その間、市の体制整備という面では、かわぐち市民パートナーステーション分室について条例化をするなどの目に見える整備を行ってまいりましたが、協働の環境づくりと啓発については、今後も不断の努力と見直しが必要です。このことを踏まえ、今後も本市の協働をより一層推進するにあたり、貴委員会から本市における協働の環境づくりと啓発に係る具体的な手法についてご意見を賜りたく、諮問をいたします。

○事務局

ありがとうございました。委員の皆様には、資料の3に諮問書の写しがありますので確認をお願いする。

7 議 事 (1) 報告事項ア 川口市における協働の現状について

○議長

諮問を受けて、議事に入る。まず、川口市協働推進条例やこれまでの委員会の審議経過、本市における協働の取り組み状況について報告事項ア川口市における協働の現状について事務局より説明を求める。

○事務局

諮問は、「本市における協働の環境づくりと啓発について」としており、本市における協働がさらに推進されるよう本委員会で議論を重ねていただきたい。本市の課題や現状に即してどのような手法で協働の環境づくりや啓発を行うことが効率的で効果的なのかご審議いただき、答申をいただきたいと考えている。資料No.2の「川口市における協働の現状について」に沿って説明していく。まず、本委員会の根拠となっている川口市協働推進条例について説明する。本条例は多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みづくりとルールを定め、平成24年4月1日に施行された。本条例において、自治を実現することを目的とし、そのために協働に係る理念と原則、市民と行政の役割を定め、互いの違いを認め、多様で開かれたつながりの創造、強みを活かした人、地域及び社会を成長させ次世代につなげていくことを理念とし、互いを尊重し、理解し協働の社会性を高めるよう努め、互いの情報を共有し双方向に発信することで協働の効果を高めることを原則としている。市、市民等の役割、協働の人づくり、協働の提案、地域における協働の仕組みづくり、協働を推進するための体制整備等の説明については、各自条文をご確認いただきたい。本条例の主な特徴については4つあり、1つめは本条例に「まちはみんなで作るもの条例」という通称名があること、2つめは、理念条例であること、3つめは市民である地縁には町会や自治会のほかにマンション管理組合も想定していること、最後に協働の中には市と市民

の協働のみではなく、市民同士の活動も協働の基盤とし、共助の考えが記載されていることである。次に本委員会の審議の経過について説明を行う。平成25年7月「川口市における協働の総合的な推進について」が本委員会に諮問され、協働の総合的な推進についてご審議をいただいた。その結果、1 市民同士および市民と市が協働することができる環境づくりを行うこと、2 協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと、3 協働を推進する市の体制の整備を推進すること、という答申をいただいた。また、この諮問には継続審議がなされ、盛人大学事業を行っているかわぐち市民パートナーステーション分室を条例上で位置づけることが審議されている。続いて、平成28年10月には新たな諮問として盛人大学学旨の改正が審議された。その結果、「人、しごと、地域社会がともに輝く～盛人による社会貢献のために～」と50歳以上を盛人とする盛人大学事業の社会貢献性を明確にするとした学旨の改正に係る答申があった。そして、本日、新たな諮問についてご審議をいただいているといった経緯となっている。続いて、協働に関する背景や課題、効果について説明する。協働が必要となる背景と課題については5つある。1つめとして、社会環境の変化による地域課題や住民ニーズの多様化があげられる。2つめとして、多様化する住民ニーズに対応した行政ニーズの多様化である。3つめとして、市民活動の活発化があげられる。本市において、NPO法人の登録が154団体、かわぐち市民パートナーステーションの登録団体は283団体あり、社会貢献団体として活動を行っている。4つめとして地域コミュニティの希薄化があげられる。地域コミュニティの希薄化に伴い、教育、防災、福祉などの機能低下が懸念されており、国などでも対策を打ち出している現状がある。5つめとして、協働や共助社会の重要性に対する理解である。今後想定されている地域ケアシステムの構築や災害時の対応等、協働や共助社会をなくしては成り立たない現代社会において、協働への理解をさらに深めていくことが重要となっている。

これらの背景や課題を踏まえ、本市が実施している協働に関する施策について説明する。1つめはボランティア人づくり基金である。市の積立金のほか、毎年市民からの寄付を積み立て運用し、ボランティア関係事業に充てている。2つめとして、青少年育成事業である。小

中高生等の青少年に対し、ボランティアに参加する機会を提供する事業を行っている。3つめとして、助成金事業がある。助成金事業としては市民活動助成金事業と協働推進事業助成金の2事業あり、前者は市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、かわぐち市民パートナーステーション登録団体から事業の募集を行い、団体の事業に対し助成をするものであり、後者は行政が取り組む課題を解決するために行政と協働して事業を行う団体に対し、助成を行うものとなっている。4つめは、ボランティア見本市やボランティア広場の事業である。かわぐち市民パートナーステーションに登録している団体の活動を広めることを目的として、団体の周知や交流を深める事業となっている。5つめとして広報啓発を目的としたフォーラムである。今年度においては、防災講習会として、ボランティア、多文化共生、男女共同参画の考え方を防災に絡めて実施した。6つめとして、協働推進員である。市の職員が団体の相談に乗り、人・物・カネのマッチングなどを行っている。最後に盛人大学事業である。50歳以上の方を盛人とし、その方々の交流と地域参加の機会を提供することを目的に実施しており、卒業生の多くは社会貢献団体等で各々活動をしている。本市における協働に関する説明は以上である。

○委員長

報告事項であるが、ただいまの説明について質問等はあるか。

(「特になし」との声あり)

7 議 事 (2) その他

○委員長

その他として、何かあるか。委員の方の中から協働のご経験やご意見がある方がいれば、この場でご発言願いたい。

○委員

私は現在、NPO法人において姿勢の改善を通して地域の方を元気にし、高齢化社会の問題解決に取り組んでいる。高齢化社会は川口市のみならず、日本そして世界の社会問題とな

ってきている。この問題を解決すべく今私が取り組んでいる事業についてお伝えしたい。

NPOには、年齢や怪我、病気そして姿勢のせいで歩行に自信をなくされた方が多く在籍している。その逆に活発に活動されている方もいる。NPOの活動の目的は姿勢や歩行の改善を通じて、身体的な自信を持ってもらうことである。活発に活動されている方は自信に満ち溢れ何事も精力的に動かれているが、自信をなくされた方の多くは活動が限定的になり、中には家族の足手まといになっていて肩身が狭いと感じていらっしゃる方もいる。そう感じる方々に前を向いてもらうにはどうしたら良いのかということを考えている。姿勢の改善といった身体的な改善が進むと精神的な面でも改善がみられ、前向きな気持ちを持てるようになったという方も多くなる。そういった方々をさらに前向きな気持ちをもって暮らしていけるよう支援できるか。私は人の役に立ちたいと考えた。

団体では活動の成果の発表の場として、健康姿勢発表会という姿勢がきれいになった方々の発表をする会を1年に2回ほど行っている。その発表会では地元の高校の映像研究部の高校生に撮影を依頼しており、撮影された成果物をモデルが観た上で感謝の気持ちをビデオレターという形式で高校生に伝えている。

また、明後日に行われる『第1回 カワコレ GOLD FASHION』は県内の大学、着物のリメイクをしている高齢者中心の団体、商業施設、折り紙の愛好家団体と共に、川口市助成金を利用し、産官民学協働でイベントを行う。各団体には、各々参加目的がある。それは自身の活動のためということに加え、人のために活動をしたいということであった。私が所属しているNPOは、イベントを通じて、団体の活動発表ができることに加え、学生に『経験』を与えることができる。学生はイベントへの参加を通じ、経験を得るとともに各団体の想いを実現するためのお手伝いができる。各団体は自身の活動による達成感を得るだけでなく、他者に影響を与えることができる。私は今後も人のために何が出来るのかといった視点に立ち、様々な団体と協力しながら、それぞれの問題解決に向けて事業を行いたい。結果的に、事業を行うこと自体が高齢化社会の問題解決につながるといった形を模索しており、そのための協働について、この委員会の場を通して、皆様と意見交換をしながら考えていきたい。

○委員長

その他委員の方の中から協働のご経験やご意見がある方がいれば、この場でご発言願いたい。

(特になし)

ないようなので、これにて議長の任を降り、事務局に進行を戻す。

○事務局

次回については、委員の中から協働の推進方法についてご提案願いたい。事務局からは協働の推進に係る事例を調査し報告する。その中から、いくつか絞り込み、議論を深めながらよりよい手法となるようご審議いただきたい。

8 閉会（11時00分）

○事務局

これをもって、第1回川口市協働推進委員会を終了する。

会議の内容については、以上のとおりです。

平成29年11月24日

川口市協働推進委員会委員長

(邊田委員長署名)

.....

川口市協働推進委員会委員

(泉委員署名)

.....